

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 子育て支援課 子ども育成係	
許 認 可 等 名	児童福祉団体による児童館の利用	
根 拠 法 令	徳島市立児童館条例	
根 拠 条 項	第5条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5192)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 利用申請ができる者 (1) 児童福祉団体</p> <p>2 利用目的 (1) 児童の健全育成に関する会合及び事業</p> <p>3 利用申請の方法 (1) 児童館利用申請書（徳島市立児童館条例施行規則第4条第1項に基づく）を、あらかじめ市長に提出。 (2) 申請内容 ① 利用目的 ② 利用する施設 ③ 利用日時 ④ 利用予定人員 ⑤ その他</p> <p>4 利用承諾 (1) 申請の利用目的その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、児童館利用承諾書（徳島市立児童館条例施行規則第4条第2項に基づく）を交付。</p>
	参 考 事 項	徳島市立児童館条例施行規則
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 7 日（休日を除く） （設定しないものについてはその理由）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審查基準

基準